

# 相続手続き・遺言・成年後見・ 生前贈与・家族信託 無料相談会

堅苦しく考えずに気軽にお越しください。

司法書士、行政書士、終活カウンセラー、ファイナンシャルプランナーが親身になってお答えします

**10月15日(火)9時~16時 於：奈良中央郵便局**

**予約優先 (平日9時~18時受付)：0742-30-6360 秘密厳守**

※こちらのイベントは、郵便局主催のイベントではございません。



**北川 泰正** 司法書士・行政書士・ファイナンシャルプランナー (AFP)

最近では“終活”という言葉が使われるほど、生前贈与や遺言などの手続きに興味をもたれる方が増えています。ただ興味はあっても正しく理解している方や、実践している方はそれほど多くないように感じます。それもそのはず、人それぞれ歩んでこられた人生が違うように、人それぞれ必要な手続や内容が違います。あなたに必要なことは何なのか？それをご提案するのが私たちの役割です。“法律相談”という名前がつくと、敷居が高いとか身構えてしまう方も多くおられますが、あまり堅苦しく考えずに友人と雑談をするくらいの気持ちで構いません。キチンと手続を考えておられる方はもちろん、単に興味があるだけの方でも大歓迎です。

**山口 まゆみ** 行政書士・終活カウンセラー・ファイナンシャルプランナー (AFP)

ほんの一言で終わってしまうような簡単なお相談だと思われるようなことでも、少しでも気がかりな事がございましたら、気兼ねなくご相談、ご質問いただけますか。

健康診断と同じのように、何も問題がないと分かれば安心して日常生活を過ごしていただくことができますし、もし何か問題があることが分かっても早期発見であれば、トラブルを未然に防ぐことも、簡単に解決できることもあります。



## 【よくあるご相談】

- 不動産の名義変更の手続きは何を準備したら良いの？
- 大きな財産はないけど、遺言は書いた方が良いでしょうか？
- 贈与税の配偶者控除を利用して自宅の名義を妻に変更したい。
- 父親が認知症になったが、近くに面倒をしてくれる身内がない。どうしたら良いですか？
- 司法書士や行政書士といった専門家に手続をお願いしたときは、どれくらい費用がかかるの？

その他、あなたの疑問にお答えします。



奈良市法華寺町1番地の5 奈良バイパスビル2階

司法書士・行政書士 やまとみらい法律事務所

TEL 0742-30-6360 HP <http://yamatomirai.net>



※『家族信託®』は一般社団法人家族信託普及協会の登録商標。『ベットの信託®』は河合保弘氏の登録商標です。  
弊事務所は権利者からの特別の許諾を得て本文中にて使用しております。